

科学技術研究調査規則

昭和 56 年 5 月 22 日総理府令第 33 号
最終改正：平成 26 年 4 月 2 日総務省令第 43 号

統計法（昭和 22 年法律第 18 号）第 3 条第 2 項の規定に基づき、及び同法を実施するため、科学技術研究調査規則（昭和 50 年総理府令第 38 号）の全部を改正する総理府令を次のように定める。

（趣旨）

第 1 条 統計法（平成 19 年法律第 53 号）第 2 条第 4 項に規定する基幹統計である科学技術研究統計を作成するための調査（以下「科学技術研究調査」という。）の実施に関しては、この省令の定めるところによる。

（調査の目的）

第 2 条 科学技術研究調査は、我が国における科学技術に関する研究活動の状態を調査し、科学技術振興に必要な基礎資料を得ることを目的とする。

（調査日）

第 3 条 科学技術研究調査は、毎年 3 月 31 日（以下「調査日」という。）現在によつて行う。

（調査の対象）

第 4 条 科学技術研究調査は、次の各号に掲げるもの（以下「調査組織体」という。）について行う。

- 一 統計法第 2 条第 9 項に規定する統計基準である日本標準産業分類に掲げる産業（次のイからヌまでに掲げるものを除く。）を主たる事業とする会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 1 号に規定する会社
 - イ 大分類 I—卸売業，小売業（中分類 50—各種商品卸売業，中分類 51—繊維・衣服等卸売業，中分類 52—飲食料品卸売業，中分類 53—建築材料，鉱物・金属材料等卸売業，中分類 54—機械器具卸売業及び中分類 55—その他の卸売業を除く。）
 - ロ 大分類 J—金融業，保険業（中分類 63—協同組織金融業及び中分類 64—貸金業，クレジットカード業等非預金信用機関（小分類番号 649 その他の非預金信用機関（細分類番号 6491 政府関係金融機関に限る。）に限る。）に限る。）
 - ハ 大分類 K—不動産業，物品賃貸業
 - ニ 大分類 L—学术研究，専門・技術サービス業（中分類 73—広告業に限る。）
 - ホ 大分類 M—宿泊業，飲食サービス業
 - へ 大分類 N—生活関連サービス業，娯楽業
 - ト 大分類 O—教育，学習支援業
 - チ 大分類 P—医療，福祉
 - リ 大分類 Q—複合サービス事業
 - ヌ 大分類 R—サービス業（他に分類されないもの）（中分類 91—職業紹介・労働者派遣業及び中分

類 92—その他の事業サービス業を除く。）

二 独立行政法人等登記令（昭和 39 年政令第 28 号）の別表に掲げる法人

三 独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人（独立行政法人国立高等専門学校機構を除く。）

四 前 3 号に掲げるものを除き、その主たる目的が科学技術に関する試験研究又は調査研究である法人

五 内閣府設置法（平成 11 年法律第 89 号）第 39 条及び第 55 条に規定する機関，国家行政組織法（昭和 23 年法律第 120 号）第 8 条の 2 及び第 8 条の 3 に規定する機関並びに普通地方公共団体の施設で科学技術に関する試験研究又は調査研究を行うことを目的として設置されたもの

六 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 85 条本文に規定する大学の学部，同条ただし書に規定する大学の学部以外の教育研究上の基本となる組織，同法第 96 条に規定する研究所その他の研究施設，同法第 100 条に規定する大学院の研究科，同条ただし書に規定する大学院の研究科以外の教育研究上の基本となる組織，同法第 108 条に規定する短期大学及び同法第 10 章に規定する高等専門学校並びに国立大学法人法（平成 15 年法律第 112 号）第 2 条第 3 項に規定する大学共同利用機関法人

（調査の種類）

第 5 条 科学技術研究調査は，甲調査，乙調査及び丙調査とする。

2 甲調査は，前条第 1 号に掲げる調査組織体のうちから，総務大臣の選定したものについて行う。

3 乙調査は，次に掲げる調査組織体について行う。

一 前条第 2 号及び第 3 号に掲げる調査組織体のうち次に掲げるもの

イ 科学技術に関する試験研究又は調査研究を行うことを目的として設置された調査組織体

ロ イに掲げる調査組織体以外のものうちから，総務大臣の選定したもの

二 前条第 4 号及び第 5 号に掲げる調査組織体

4 丙調査は，前条第 6 号に掲げる調査組織体について行う。

（調査事項等）

第 6 条 科学技術研究調査は，総務大臣の定める様式による調査票により，調査組織体に係る次に掲げる事項のうち，甲調査にあつては第 1 号イ，ロ，ハ及びへからチまで，第 2 号イ並びに第 3 号から第 5 号までに掲げる事項を，乙調査にあつては第 1 号イからハまで，ホ，へ及びリ，第 2 号，第 3 号並びに第 4 号イからニまで及びへに掲げる事項を，丙調査にあつては第 1 号イ，ロ，ニからへまで及びリ，第 3 号並びに第 4 号イからニまで及びへに掲げる事項を調査する。

一 調査組織体に関する事項

イ 名称

ロ 所在地

ハ 事業の種類

ニ 学校等の種類

ホ 学問別区分

へ 従業者数

ト 資本金

- チ 総売上高
- リ 支出総額
- 二 研究の実施に関する事項
 - イ 研究の実施の有無
 - ロ 研究の種類
- 三 研究関係従業者に関する事項
 - イ 研究関係従業者数
 - ロ 専門別研究者数
 - ハ 採用・転入研究者数
 - ニ 転出研究者数
- 四 研究費に関する事項
 - イ 内部で使用した研究費
 - ロ 外部から受け入れた研究費
 - ハ 外部へ支出した研究費
 - ニ 性格別研究費
 - ホ 製品・サービス分野別研究費
 - ヘ 特定目的別研究費
- 五 国際技術交流に関する事項

2 総務大臣は、前項の様式を定めたときは告示する。

(調査の方法及び期間)

第7条 科学技術研究調査は、総務大臣が調査票を調査組織体ごとに送付し、及び回収することにより行う。

2 前項の規定による科学技術研究調査は、調査日の属する年の5月16日から7月15日までの間において行う。

(報告の義務及び方法)

第8条 科学技術研究調査に当たっては、第6条第1項各号に掲げる事項のうち、甲調査、乙調査又は丙調査のそれぞれの調査に係る事項について、当該調査組織体の代表者（当該調査組織体が法人の場合にあつてはこれを代表する者をいい、法人以外の場合にあつてはこれを管理する者をいう。以下同じ。）が報告しなければならない。

2 調査組織体の代表者が不在その他の事由により報告を行うことができないときは、事実上当該調査組織体の代表者に代わる者は、当該調査組織体の代表者に代わつて当該報告を行うものとする。

3 前2項の報告は、調査票に記入し、及び当該調査票を総務大臣に提出することにより行うものとする。

(結果の公表等)

第9条 総務大臣は、調査票の審査及び集計を行い、その結果を速やかに公表するものとする。

(調査票等の保存)

第10条 総務省統計局長は、調査票を2年間、調査票の内容が転写されている電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下

この条において同じ。)及び結果原表又は結果原表が転写されているマイクロフィルム若しくは電磁的記録を永年保存するものとする。

附 則

この府令は、公布の日から施行し、改正後の科学技術研究調査規則の規定は、昭和 56 年に実施する科学技術研究調査から適用する。

附 則 (昭和 57 年 4 月 22 日総理府令第 22 号)

この府令は、公布の日から施行し、改正後の科学技術研究調査規則の規定は、同規則第 3 条の規定に基づき昭和 57 年に行う調査から適用する。

附 則 (昭和 58 年 4 月 22 日総理府令第 17 号)

この府令は、公布の日から施行し、改正後の科学技術研究調査規則の規定は、同規則第 3 条の規定に基づき昭和 58 年に行う調査から適用する。

附 則 (昭和 59 年 6 月 29 日総理府令第 35 号)

この府令は、昭和 59 年 7 月 1 日から施行する。

附 則 (昭和 60 年 3 月 29 日総理府令第 10 号)

この府令は、昭和 60 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (昭和 62 年 4 月 1 日総理府令第 15 号) 抄

(施行期日)

1 この府令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成元年 5 月 10 日総理府令第 23 号)

この府令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 2 年 3 月 28 日総理府令第 4 号)

この府令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 4 年 3 月 31 日総理府令第 6 号)

この府令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 5 年 3 月 29 日総理府令第 6 号)

この府令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 6 年 2 月 23 日総理府令第 7 号)

この府令は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 9 年 3 月 24 日総理府令第 8 号)

この府令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 11 年 3 月 30 日総理府令第 16 号)

この府令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 12 年 3 月 30 日総理府令第 32 号)

この府令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 12 年 3 月 30 日総理府令第 33 号)

この府令は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 12 年 8 月 14 日総理府令第 90 号) 抄

この府令は、内閣法の一部を改正する法律（平成 11 年法律第 88 号）の施行の日（平成 13 年 1 月 6

日) から施行する。

附 則 (平成 14 年 3 月 25 日総務省令第 34 号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 14 年 9 月 25 日総務省令第 100 号)

この省令は、平成 14 年 10 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 15 年 3 月 18 日総務省令第 38 号)

この省令は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 16 年 3 月 31 日総務省令第 67 号)

(施行期日)

第 1 条 この省令は、公布の日から施行する。

(平成 16 年に実施する調査の特例)

第 2 条 平成 16 年に実施する科学技術研究調査においては、第 5 条第 2 項及び第 3 項の規定にかかわらず、独立行政法人大学評価・学位授与機構、独立行政法人国立大学財務・経営センター及び独立行政法人メディア教育開発センターについては丙調査を行う。

2 平成 16 年に実施する科学技術研究調査においては、国立大学法人法第 2 条第 3 項に規定する大学共同利用機関法人及び独立行政法人メディア教育開発センター、独立行政法人大学評価・学位授与機構並びに独立行政法人国立大学財務・経営センターの各代表者が第 8 条第 1 項に基づき行う申告は、それぞれ旧国立学校設置法（昭和 24 年法律第 150 号）第 3 章の 3 に規定する大学共同利用機関、同法第 3 章の 5 に規定する大学評価・学位授与機構及び同法第 3 章の 6 に規定する国立学校財務センターに係る事項について行うものとする。

附 則 (平成 19 年 3 月 1 日総務省令第 16 号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 19 年 12 月 19 日総務省令第 150 号)

この省令は、学校教育法等の一部を改正する法律（平成 19 年法律第 96 号）の施行の日から施行する。

附 則 (平成 20 年 12 月 10 日総務省令第 141 号) 抄

第 1 条 この省令は、統計法の施行の日（平成 21 年 4 月 1 日）から施行する。

附 則 (平成 24 年 4 月 24 日総務省令第 45 号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 26 年 4 月 2 日総務省令第 43 号)

この省令は、公布の日から施行する。